

◆ 次のような場合に、提出漏れがないようご注意ください ◆

ケース①

《増改築などでメーターの増設等を行った場合》

これまでは1つのメーターで上下水道料金を支払っていたが、2世帯住宅への増改築などにより、メーターを2つにし、給水番号が2つになった場合

⇒ 既設建物の増改築等で、メーターを増設し、給水番号が変更・追加になった場合、排水設備の工事を伴わなくても、下水道使用開始届を提出する必要があります。

給水番号とは、水道及び下水道の水栓を管理するための番号です。

例》「町名コード(001) — 給水番号(00001)」

ケース②

《井戸水を使用（下水道既接続）していたところで、上水を引いた場合》

これまでは、下水のみの使用開始届が提出されていた（例：給水番号 001-99500）が、上水の工事を行い、新たに給水番号が配番（例：給水番号 001-00001）された場合

⇒ 排水設備の工事を行っていない場合でも、新たに給水番号が配番されるため、下水道使用開始届を提出する必要があります。

（井戸水と上水を併用して使用する場合も必要です。）

また、これまでの下水のみ使用の給水番号（例：001-99500）について、下水道使用休止（廃止）届が必要になります。

ケース③

《受水槽のあるアパート等で、各戸への直結給水に切り替えた場合》

これまで、受水槽のメーターにより、一括して検針・支払いを行っていたアパート等で、受水槽を廃止し、各部屋への直結給水の工事を行った場合

⇒ 排水設備の工事は行っていない場合でも、各戸を直結に切替えたことにより、新たに給水番号が配番され、各戸すべての下水道使用開始届を提出する必要があります。

なお、その時点で「空室で使用者未定の部屋」についても、下水道使用開始届の提出が必要になります。（新築の場合も同じ。）